

松江市 報道機関配布資料

令和8年6月5日

件名 島根県統合型 GIS「マップ on しまね」にて「水道開閉栓状況」及び「使用水量（1時間あたり）」が閲覧可能になっていた件について

内容

松江市上下水道局では、令和8年3月30日より、事業者の皆様の利便性向上などを目的に、島根県統合型 GIS「マップ on しまね」にて上水道管路図及び下水道管路図を掲載し、配水管や給水管等の布設状況を閲覧できるようにしています。

去る令和8年6月1日に、上水道管路図の閲覧可能な情報の一部に、個人情報に該当する各建物の「水道開閉栓状況」及び「使用水量（1時間あたり）」が含まれていることが判明しました。

経緯等の詳細については別紙のとおりです。

【問い合わせ】

上下水道局総務課

担当：本田

電話： 0852-55-4841

1 「マップ on しまね」に上下水道管路図を掲載した経緯

- ・令和 6 年度及び 7 年度に、松江商工会議所から松江市に対して、インターネットを介して、上下水道配管台帳が閲覧できるよう要望があった。
- ・事業者の利便性向上に加え、本局の事務の効率化にも寄与することから、島根県統合型 GIS「マップ on しまね」に上水道管路図及び下水道管路図を掲載することとした。
- ・令和 7 年 8 月、「マップ on しまね」の管理委託会社と情報掲載にかかる業務契約を締結した。
- ・令和 7 年 10 月、本局が使用しているマッピング台帳システムから「マップ on しまね」に掲載するデータを抽出し、管理委託会社へデータを提供した。
- ・令和 8 年 3 月、「マップ on しまね」への情報掲載が完了し、3 月 23 日～27 日に本局職員がテスト用ページで内容を確認。確認の結果、掲載内容に問題がないと判断し、令和 8 年 3 月 30 日から一般向けに情報を公開した。

2 発覚の経緯・発覚後の事実経過

〇6 月 1 日(月)

14:00 頃

- ・出雲市上下水道局水道施設課から「「マップ on しまね」に個人情報が掲載されているのではないか」との通報があった。

16:00 頃

- ・「マップ on しまね」の上水道管路図を掲載している「水道メーター」をクリックすると「メーター類」と表示され、さらに「メーター類」をクリックするとメーター口径などの詳細情報が表示されるが、そこに個人情報にあたる「水道開閉栓状況」と「使用水量(1 時間あたり)」が含まれており、閲覧できる状態であることを確認した。

18:30 頃

- ・管理委託会社に報告。閲覧不可となる対応を依頼。

〇6 月 2 日(火)

8:30 頃

- ・「マップ on しまね」内の松江市上水道管路図に掲載していた水道メーターの位置を非表示とし、閲覧不可とした。

3 閲覧可能であった個人情報

- ・水道開閉栓状況
- ・使用水量(1 時間あたり)

※いずれも、「マップ on しまね」の各建物と紐づいた情報であり、各建物には住居者等の個人情報は含まれていないが、建物登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別できる可能性があることから、個人情報と判断した。

4 閲覧可能であった件数

98,830 件

5 「マップ on しまね」上水道管路図のアクセス件数

255 件(令和 8 年 3 月 30 日～令和 8 年 6 月 2 日 8 時 30 分)

6 本件発生の原因

本局の担当職員が、掲載する予定のなかった「水道開閉栓状況」と「使用水量(1 時間あたり)」を含むデータを誤って管理委託会社に提供した。

管理委託会社は、本業務の仕様に基づき本局が提供したデータを「マップ on しまね」に掲載した。

7 二次被害の有無

現時点では二次被害は確認していない。

8 再発防止策

- ・データを外部へ提供する際に複数の者が内容を確認する。
- ・全職員に対する個人情報の取扱いに関する研修を実施する。

(完了予定時期) 令和 8 年 6 月 30 日

9 今後の対応

- ・個人情報の保護に関する法律第 68 条第 1 項及び同法施行規則第 43 条第 4 号の規定に基づき「個人情報保護委員会」へ報告書を提出。
- ・水道利用者に対して、お詫びの文書を送付。
- ・本局ホームページに事実関係を掲載。